



令和6年5月24日

箱根町記者発表資料

中小企業等支援策の拡充について

[拡充] 中小企業者等制度融資（設備投資促進）の実施

設備投資意欲の向上及び経営基盤強化を促進するため、事業所への町独自の融資制度を実施します。

《融資制度の概要》

[資金使途]

設備資金

[融資限度額] 3,000,000円

[融資期間] 3年以内（据置6か月以内）

[融資利率] 年利1.50% [固定]

[信用保証料]

町が全額補助します（100円未満切捨）

[利子補給補助]

1回目から12回目（1年間）の支払利子を町が全額補助します（100円未満切捨）

[取扱金融機関]

さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行

町長コメント

町では、以前より実施していた制度融資事業の項目に、設備投資意欲の向上及び経営基盤強化を促進するため、事業者向けの融資メニューを追加しました。

事業者の皆さまには、この支援策を活用していただくことで事業の質の向上を図っていただき、箱根という観光地の魅力アップ・地域の活性化につなげていただきたいと期待しております。

照会先

箱根町企画観光部観光課産業振興係 担当 古谷

電 話 0460-85-7410

E-mail kankou@town.hakone.kanagawa.jp